芳賀赤十字病院 植栽管理業務委託 仕様書

日本赤十字社芳賀赤十字病院(以下「甲」という。)が定めた、植栽管理業務委託に関する仕様書は次のとおりとする。

1 業務の目的

本委託契約は、甲における患者療養環境の整備を図るため、受託業者(以下「乙」という。)において植栽管理業務が計画的かつ適正に行われることを目的とする。

2 業務遂行の場所

住 所:真岡市中萩二丁目 10番地 1・真岡市台町 2457

施設名: 芳賀赤十字病院

3 業務内容

乙は、下記の業務を行うこと。

(1) 屋外植栽管理業務

イ. 範囲

病院建物周辺、外来駐車場、職員駐車場、病院保有地

口. 対象樹木

別紙1「植栽平面図・地被植栽リスト」、別紙2北側職員駐車場(法面面積)、別紙3 病院保有地、別紙5-1「植栽維持管理区分表」のとおり。

ハ. 業務

①弱剪定及び刈込

樹種及び管理状況に応じて、中高木は年1回以上、低木は年2回以上実施すること。 なお、業務に伴い発生した枝葉・雑草等は収集して搬出し、適正に廃棄する こと。

②芝除草剤散布

管理状況及び区分表に応じて、年3回以上実施すること。芝用除草剤については、2種混合として全体にムラなく均一に散布し、付近の樹木にかからないように配慮すること。芝除草剤散布と芝刈り作業は、計画的に一体的に行い作業効率を図ること。除草剤散布後効果がみられない場合には再度実施すること。業務に伴い発生した枝葉雑草等は収集して搬出し、適正に廃棄すること。

③芝除草

芝除草剤散布後、人力除草作業を行う際、雑草は根からきれいに除去すること。

④北側職員駐車場(法面部分)除草剤散布

管理状況及び区分表に応じて、年3回以上実施すること。除草剤散布については、浸透移行性の除草剤(ラウンドアップ等同等の効力を持つもので、根まで枯らすもの。)を使用すること。全体にムラなく均一に散布し、付近の樹木にかからないように配慮すること。除草剤散布後効果がみられない場合には再度実施すること。業務に伴い発生した枝葉雑草等は収集して搬出し、適正に廃棄すること。

⑤病院保有地除草剤散布

管理状況及び区分表に応じて、年2回以上実施すること。除草剤散布については、浸透移行性の除草剤(ラウンドアップ等同等の効力を持つもので、根まで枯らすもの。)を使用すること。全体にムラなく均一に散布し、付近の樹木にかからないように配慮すること。除草剤散布後効果がみられない場合には再度実施すること。業務に伴い発生した枝葉雑草等は収集して搬出し、適正に廃棄すること。

⑥芝刈 (病院建屋周辺)

管理状況及び区分表に応じて、年3回以上実施すること。施工前に障害物調査、施工時は飛び石防止ネットを使用すること。飛び石等原因で車両、付属品等を損傷させた場合には、乙が賠償責任を負う。業務に伴い刈り取った芝は収集して搬出し適正に廃棄すること。

⑦病害虫防除

樹種及び管理状況や状態に応じて、発生しやすい病害虫、発生時期、被害の内容等を事前に確認すること。病害虫が発生する時期を把握した上で、巡回時に樹木をよく調査し、発生時には甲へ報告すること。対処方法については甲と協議の上決定し対処すること。

⑧施肥

樹種及び管理状況に応じて、巡回時に樹木をよく調査し、施肥が必要な場合には甲 へ報告すること。施肥方法等については甲と協議の上決定すること。

(2) その他植栽管理

定期巡回

毎月定期的に巡回し、枯損、倒木、害虫発生などの植栽の状況を確認し、甲へ報告すること。なお、異常を発見した場合は、速やかに甲へ報告すること。対処方法については甲と協議の上決定すること。

4 業務管理

(1)作業の申請

乙は、作業を行う際には、作業工程表、使用器具一覧、作業名簿を1週間前までに 甲へ提出すること。

(2)作業工程表の提出

乙は、各年度当初に、当該年度の作業計画工程表を作成し甲へ提出し協議すること。

(3)作業報告書の提出

乙は、業務が完了したときは、当月分の業務完了報告書(※施工写真添付)を翌月8日(翌月8日が休日の場合は、その翌日とする。)までに甲へ提出すること。

5 業務従事者の管理

(1)健康管理

乙は、常に業務従事者の健康管理に注意し、安全対策、熱中症対策等講じること。

(2) 服装及び規律

乙は、業務従事者に次に掲げる事項を遵守させること。

- イ.業務に適した清潔な服装を着用すること。
- ロ. 患者及び家族、職員、近隣住民への対応は礼儀正しく、丁寧に行うこと。
- ハ. 施設内に関係者以外の者を入れないとともに、作業に関係ない又は用途不明な物を持ち込まないこと。
- ニ. 所定の場所以外での飲食、その他業務の遂行を怠るような行為をしてはならない。
- ホ. 敷地内での飲酒、喫煙をしてはならない。
- へ. 甲の業務遂行に支障をきたすような行為をしてはならない。

6 守秘義務

乙は、業務上知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。当該 義務は、契約満了及び契約解除後においても同様とする。

7 信用失墜行為の禁止

乙は、甲の信用を失墜する行為、又は信用を失墜する可能性のある行為をしてはならない。

8 設備及び備品等の破損時の対応

乙は、業務履行において甲の設備及び備品等を破損した場合は、速やかに甲へ報告の 上、乙の責にて原状復旧しなければならない。

9 その他

この仕様書に記載のない事項については、その都度甲乙間の協議の上決定する